

平成 25 年 4 月吉日

一般社団法人への移行のお知らせ

一般社団法人 日本衛生材料工業連合会

平素は、当連合会の事業運営に関し格別のご支援、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、当連合会は 1950 年（昭和 25 年）12 月 28 日に旧厚生大臣（現厚生労働大臣）の認可を得て設立され、以来衛生材料の品質の向上を図り、国民保健の向上に寄与することを目的に誠実な事業運営を図って参りました。

平成 20 年 12 月の新公益法人制度の施行に伴い、この度、新法人として内閣総理大臣（内閣府）の認可を得て、本年 4 月 1 日付で下記のとおり、一般社団法人に移行しました。

つきましては、今まで以上に皆様方のご要望に応えられるよう、役職員一同、更なる発展に向け努力していく所存でございますので、今後ともより一層のご指導ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 名称について

平成 25 年 4 月 1 日から「一般社団法人 日本衛生材料工業連合会」となりました。

2 所在地・電話番号等について

所在地・電話番号・FAX 番号・メールアドレスについては、変更ございません。

3 権利・義務関係について

これまでの社団法人の全ての権利義務は一般社団法人が継承し、法人として同一性をもって存続いたします。従いまして、既存の契約等につきましては、特段の手続きをとることなく有効であります。

4 日衛連の自主基準に基づく表示の変更について

自主基準に基づく表示の変更については、（社団法人→一般社団法人）特に規制はありません。商品のリニューアルや新製品発売時に随時変更をお願いします。

以上